

障害年金請求のための初診日確認の手順

ここからスタート！

初診時の病院における初診日の証明
(受診状況等証明書等)が取得できる。

YES

※診断書を作成する病院が初診の場合は
診断書だけでOK！

NO

2番目以降の病院に、前医からの紹介状
等があり、初診日に関する記載がある。

YES

NO

5年以上前に作成された診療録等の医療
機関資料に「本人が申し立てた初診日」
について記載されている。

YES

NO

身体障害者手帳等の申請時診断書に
初診日に関する記載がある。

YES

NO

第三者証明が初診日頃の実事を知って
おり、第三者証明を作成してもらえる。

YES

第三者証明が、初診日に受診した
医療機関の医療従事者の証明である。

YES

NO

NO

【20歳前障害基礎年金による請求の場合】
複数の第三者証明がある。

YES

【20歳前障害基礎年金以外の請求の場合】
複数の第三者の証明以外に、お薬手帳、領収書、
診察券などの参考資料がある。

NO

証明がかなり難しくなってきますが、まだ可能性はあります！

それ以外の参考資料や医学的な観点を総合的に勘案して、本人が
申し立てた初診日が正しいと推定できる場合には認められる場合が
あります。

初診日確認可能

